

## 事業所への指導・監査について



## (1) 指導について

○厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」「介護保険施設等の指導監督について」等の内容を踏まえ、「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」に基づき、指導・監査を実施します。

### (1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等）の活用による動画の配信等での実施も可能とします。

基準等の適正な理解に資する情報を周知・徹底することで、サービス提供や介護報酬請求に係る過誤や不正の防止を図り、事業者の運営の適正化を推進します。

○日 時 令和6年3月21日（木）

○対象事業者 居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所  
地域密着型サービス事業所

## (2) 運営指導①

指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地にて行います。

### ○ 選定方法

当該事業所・施設の指定更新までの間に1回以上となるよう、計画的に選定

### ○ 指導事項

一連のケアマネジメントプロセス、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止等に係る運営上の指導及び各種加算に基づくサービス提供に係る報酬請求上の指導を実施します。加えて「認知症ケア」及び「地域との連携」に係る理解・取組みを事業所の担当者とともに検証・確認します。

居宅介護支援及び介護予防支援については、ケアプランが、ケアマネジメントにおける一連のプロセスを踏まえて、利用者の自立支援に資するものになっているかを介護支援専門員等とともに検証・確認します。

また、過去に運営指導を行った事業所・施設については、その際の指摘事項等についても取組状況を確認します。

### (3) 運営指導②

#### ○ 具体的手順及び留意事項等

運営指導日の概ね1か月前に、対象事業所に対して、運営指導の実施について通知します。併せて、事前提出書類を提出すべき旨を通知するとともに当該書類を送付します。

運営指導は、国が作成した「介護保険施設等運営指導マニュアル」及び「ケアプラン点検支援マニュアル」を参考に、1事業所当たり、原則市職員2名以上で概ね2時間程度、関係者と面談しながら行います。

#### ○ 運営指導後

指導結果を通知し、改善を求める事項があった場合は、改善報告書の提出を依頼します。また、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し返還すべき内容が確認された場合は、自主返還の指示及び報告を求めます。

## (4) 運営指導③

確認区分	内容
介護サービスの実施状況指導	利用者に対するサービスの質を確認するとともに、サービスの適正性の確認や高齢者虐待及び不適切な身体的拘束等の発見や防止を図ります。
最低基準等運営体制指導	基準等の規定を満たしているかを確認します。
報酬請求指導	介護報酬に関する告示等を適切に理解した上で各種加算及び減算が適切に行われているか確認するとともに、報酬基準要件に適合した加算に基づくサービスの実施を行わせることにより、不正請求の防止と制度管理の適正化を図ります。

## (5) 運営指導④

### ○ 運営指導に係る確認ポイントの一例

- ・介護報酬に関する告示等を適切に理解した上で、各種加算及び減算が適切に行われているか。（特に、令和6年度報酬改定により変更のあった加算、減算について入念に確認する。）
- ・介護報酬（特に加算）を算定するための根拠として記録の整備等が適切に行われているか。
- ・不適切な運営や報酬請求の過誤については、長期に渡ると利用者への影響や報酬の調整額も多大となるため、新規指定事業所、通報・苦情のあった事業所等に対しては、時期を逸せず適切かつ厳正に指導を行う。
- ・保険者である市が、県と合同で指導を行うことは効率的・効果的であると考えられることから、必要に応じ可能な範囲で県市合同運営指導を行う。

## (6) 監査①

運営指導で確認した情報や利用者からの通報・苦情・告発等を踏まえ、介護サービス事業者の運営基準違反や介護報酬請求における不正行為等について確認する必要があると認める場合に実施します。

### (1) 監査方法

- ア サービス事業者等に、帳簿書類の提出（提示）命令、出頭要請、職員による関係者への質問、サービス事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査等の実地検査により行います。
- イ 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な事項については、サービス事業者等に通知し、サービス事業者等に対して市への報告を求めます。指定基準違反等が認められた場合には、市は行政上の措置を行います。（次スライド）

## (7) 監査②

順序	区分	内容
1	勧告	事業者等に期限を定めて基準の順守を勧告する。事業者等が期限内に報告を行わず、勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。
2	命令	事業者等が正当な理由なく勧告に係る措置を採らなかったときは、期限を定めて措置を採るべきことを命令することができる。併せてその旨を公示する。
3	指定の取消等	指定基準違反等の内容が介護保険法で定める場合に該当するときは、期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止し、または指定を取り消すことができる。併せてその旨を公示する。



## (8) 監査③

### (2) 不正利得の徴収等

監査の結果、サービス事業者に対して経済上の措置を行う。

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合、事業者には保険給付を支払った保険者は、支払った額を返還金として徴収する。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合は、事業者に対し原則として返還金額の40%を加算金として支払わせることができる。

※ なお、返還金・加算金の回収は地方税の滞納処分の例によることができる

## (9) 指導における今年度の主な指摘事項【全サービス共通】

### ①内容及び手続の説明及び同意

重要事項を記した文書の次の事項について改善すること。

文書の種類	指摘事項
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の自己負担割合について、2割3割に言及すること。</li> <li>・ 利用料金については、単位数で表記するか、地域区分別の単価（7級地）反映後の金額に修正して揃えること。</li> <li>・ 料金を正しいものに修正すること。</li> <li>・ 加算名称や算定要件等を現在の正しいものに修正すること。</li> </ul>
重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部の苦情相談窓口等の電話番号及びFAX番号について、誤っているため修正すること。</li> <li>・ 同じ名前の加算についてどれを算定しているか詳しく追記すること。</li> <li>・ 同意欄に日付及び説明者名が空欄のものがあるので記載すること。</li> </ul>
契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意欄に記名がないものがあったので記載すること。</li> </ul>

## (10) 居宅介護支援事業所の指摘事項①

### ①内容及び手続の説明及び同意

#### <指摘事項>

契約書において、居宅サービス計画等の記録の保存年限が「2年間保管」となっていた。市条例にもあるように「5年間保管」に修正すること。

#### <説明>

利用者の居宅サービス計画など市条例第30条第2項に規定されているものはその完結の日から5年間保管することとなっています。契約書や重要事項説明書に、保存年限が適正に記載されているか、再度確認してください。

## (1 1) 居宅介護支援事業所の指摘事項①

### ①内容及び手続の説明及び同意

#### <根拠>

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げるものにおいては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
  - ア 居宅サービス計画
  - イ 第14条第1項第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第14条第1項第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
  - エ モニタリングの結果の記録
- (3) 市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【市条例第30条第2項】

## (12) 居宅介護支援事業所の指摘事項②

### ②勤務体制の確保

#### <指摘事項>

他事業所と兼務している介護支援専門員について、勤務表がわかれておらず、また、指定居宅介護支援事業所における出勤簿が作成されていないので、改善すること。また、他の事業所と兼務している職員について、勤務時間を明確に定めていなかったなので、改善すること。

#### <説明>

日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要があります。

#### <根拠>

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

【市条例第20条第1項】

## (13) 居宅介護支援事業所の指摘事項③

### ③入院時情報連携加算

#### <指摘事項>

入院時情報連携加算Ⅰについて、提供日時・場所・内容・提供手段等について記録が無い状態で請求されている事例があった。

#### <説明>

日時・場所・内容・提供手段について、記録に残してください。なお、平成21年老振発第0313001号「居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例の提示について」において、標準様式例が提示されていますのでご参考ください。

## (14) 居宅介護支援事業所の指摘事項③

### ③入院時情報連携加算

#### <根拠>

(1) 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいう。当該加算については、利用者1人につき、1月に1回を限度として算定することとする。

また、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。

#### (2) 入院時情報連携加算(Ⅰ)

利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

#### (3) 入院時情報連携加算(Ⅱ)

利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

【平12老企36第3の12】

## (15) 居宅介護支援事業所の指摘事項④

### ④居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（運営基準減算）

#### <指摘事項>

##### （アセスメントについて）

・居宅サービス計画の作成及び変更にあたって、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接してのアセスメントをしていない、本プラン及び暫定プランがない事案、契約前にプランを作成していた事案などがあつた。※自主点検による返還

##### （モニタリングについて）

・特段の事情もなく、モニタリングが行われていない、記録がなされていない事例があつた。※自主点検による返還

#### <説明>

アセスメント等の居宅介護支援の業務が適切に行われておらず運営基準減算となつた事例が複数ありました。適正なサービスの提供を確保するため、運営基準に係る規定が遵守されているか、今一度ご確認ください。



## (16) 居宅介護支援事業所の指摘事項④

### ④居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（運営基準減算）

#### <根拠>

#### （アセスメントについて）

居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。)には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

【平12老企36第3の6(2)】

## (17) 居宅介護支援事業所の指摘事項④

### ④居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（運営基準減算）

<根拠>

（モニタリングについて）

居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

【平12老企36第3の6(4)】

## (18) 居宅介護支援事業所の指摘事項⑤

### ⑤退院・退所加算の算定について

#### <指摘事項>

カンファレンスを実施したとして、退院・退所加算（Ⅲ）を算定する場合においては、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たす必要があるが、当該カンファレンス要件を満たしていない事例があった。また、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅介護サービス計画等に記録することとあるが、記録がない事例があった。

#### <説明>

昨年度の運営指導において、退院時におけるカンファレンスの構成要件を満たさない事例が複数ありました。病院又は診療所でのカンファレンスについて算定する場合、入院先の医療職に加え、在宅サービスの医療職等から3者以上出席していることが必要ですので、再度ご確認ください。

また、カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記載することとなっている点に注意してください。

## (19) 居宅介護支援事業所の指摘事項⑤

### ⑤退院・退所加算の算定について

#### <根拠>

#### (1) 総論

病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(以下「病院等」という。)への入所をしていた者が退院又は退所(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

【平12老企36第3の14(1)(2)】

## (20) 居宅介護支援事業所の指摘事項⑤

### ⑤退院・退所加算の算定について

#### <根拠>

#### (2) その他の留意事項

- ① (2)に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。

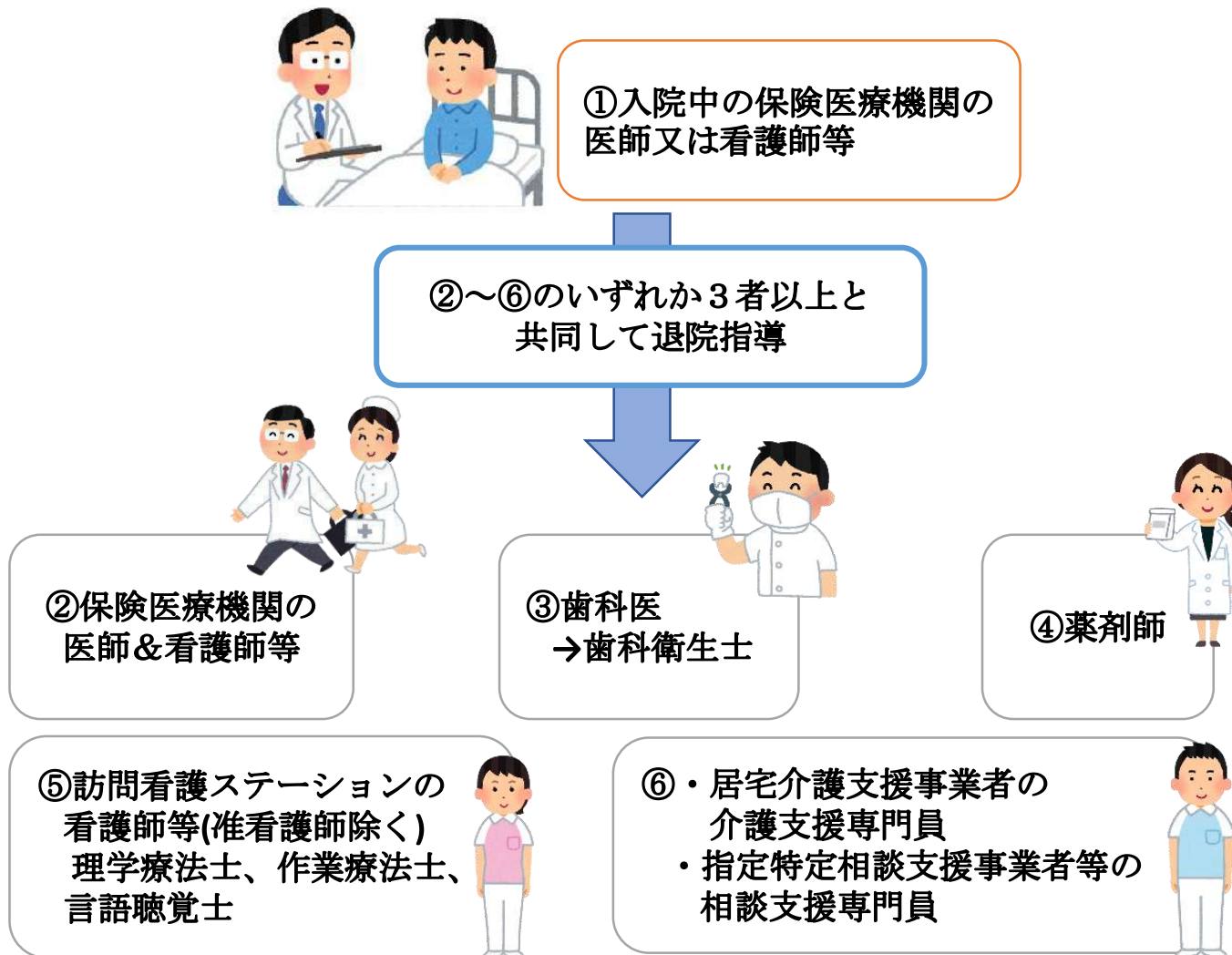
##### イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士が参加すること。

- ② 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。
- ③ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することとする。
- ④ カンファレンスに参加した場合は、(1)において別に定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記載し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

## (2 1) 居宅介護支援事業所の指摘事項⑤

### ⑤退院・退所加算の算定について



## (22) 地域密着型通所介護事業所の指摘事項①

### ① 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

#### <指摘事項>

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の算定について、長時間のサービスが可能な利用者に対して、区分支給限度額の調整のために算定している事例があった。※自主点検による返還

#### <説明>

算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結び付けていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であることとされています。なお、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありませんので注意してください。

## (23) 地域密着型通所介護事業所の指摘事項①

### ① 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

#### <根拠>

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第35号の3）であること。

なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

【平18厚告126号2の2注4、平18老計0331005第2の3の2(2)】



## (24) 地域密着型通所介護事業所の指摘事項②

### ②サービスの提供の記録

#### <指摘事項>

事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について利用者に代わって支払いを受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならないとあるが、居宅サービス計画には記録されていたが、毎日の介護記録、送迎日誌に記載がなかった日があった。

#### <説明>

指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

【市条例第20条（第59条の20準用）】